

知的財産戦略に関する論点整理

(知的財産による競争力強化・国際標準化関連)

平成22年2月16日

内閣官房知的財産戦略推進事務局

知的財産戦略 (競争力強化・国際標準化関連)の論点整理 < 概要 >

1. 国際標準化、知的財産権等の活用を通じた世界市場での売上増加や、技術貿易収支の拡大を実現する。

【成果イメージ】

国際標準化の戦略的な推進などにより、我が国の強みのある分野において世界市場を獲得

例えば、電気自動車など次世代自動車産業：世界市場規模 兆円、目標シェア %

我が国発の国際標準として、デジタルカメラ(生産台数5年で5倍、日本企業シェア9割)などの成功例が存在。

環境技術等の技術移転による利益の大幅な拡大

技術貿易収支 0.4兆円 兆円

【各論】

- (1) 標準化活動も含め、研究開発段階から事業化活動までアジア諸国等との連携・協力を強化
- (2) 我が国の強みを活かす戦略的な国際標準化を推進
- (3) 「安全・安心」の普及
- (4) 国際標準化活動を強化
- (5) 低コストかつ効率的にグローバルな権利保護を可能とする世界特許システムを構築

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する。青色発光ダイオード(LED)のような成功例を多数創出する。

【成果イメージ】

知的財産の活用を促進し、世界に先駆けた新規事業を創出

青色発光ダイオード(年平均売上 0.4兆円)は日本の大学発技術を実用化し、世界的なシェアを獲得した例。

【各論】

- (1) 日本における産学連携力を世界トップクラスへ
- (2) 中小・ベンチャー企業や地域における知的財産の活用を促進し、中小企業による輸出額を増加
- (3) オープンイノベーションに対応した知的財産制度を構築するなどイノベーションインフラを整備

1. 国際標準化、知的財産権等の活用などを通じて世界市場で売上を増加させる

(1) 標準化活動も含めたアジア諸国との連携・協力を強化

【視点】 如何に各国と協調した国際標準の獲得や海外市場への展開を実現するか。

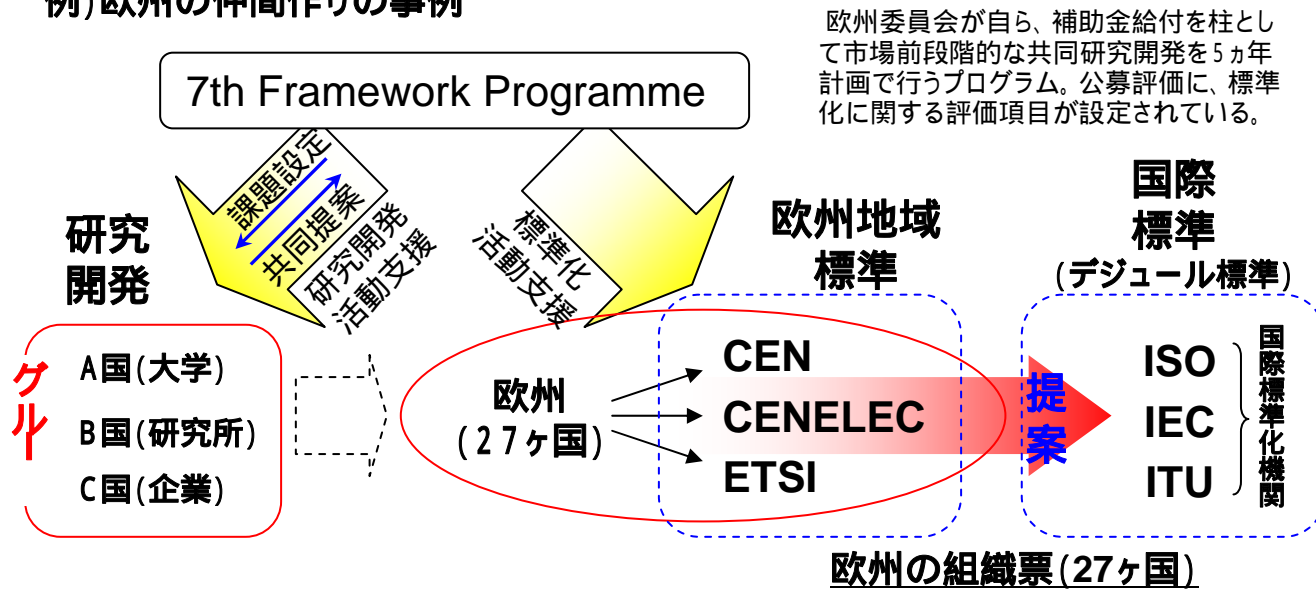
【2020年の目標(例)】

事業化に資するアジア諸国との国際標準共同提案を件 件に増加

国際標準化に向けた仲間作り

デジュール標準の国際標準化機関などの一国一票制度を採用する会議では、票獲得のための仲間作りをしないと標準化競争に勝てない。

例) 欧州の仲間作りの事例



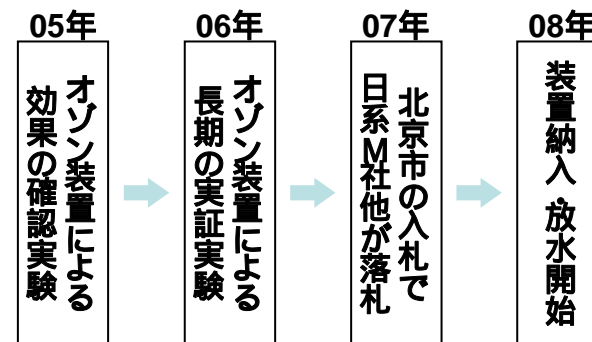
- ・欧州では、欧州内の規格統一を目指す地域標準化機関が存在し、必然的に国際標準化における仲間作りがなされている。
- ・更に、標準化段階のみならず研究開発段階から、仲間作りを行うことができる仕組みがある。

市場展開に向けた現地との協調

アジア地域等でビジネスを行うためには、現地の企業や大学等との協力関係が不可欠。

例) 中国での水処理システム技術の研究開発の事例(日系M社)

- ・北京市内・近郊の下水処理の実態を調査
- ・環境負荷低減型下水処理システム(オゾン処理等高度処理)の必要性を提示
- ・カウンターパート: 中国科学院、北京大学



放水されたオリンピック公園の遊水地の様子



出典: 経済産業省、「第3回科学技術外交戦略TF会合 経済産業省資料」、2009年

現地の企業や大学等との先端技術研究や、現地の課題を解決する応用技術開発を共同で行うことにより、アジア地域等の技術力向上や市場成長にも貢献できる。

標準化や事業化を見据え、アジア諸国等と研究開発段階から連携を強化する必要がある。

< 取り組むべき課題 >

標準化や事業化を見据え、研究開発段階から他国と協調して仲間作りをする仕組みの構築 (例えば、標準化や事業化を見据えたアジア諸国との共同研究開発事業の推進、アジア地域標準に向けた組織的取組)

1. 国際標準化、知的財産権等の活用などを通じて世界市場で売上を増加させる

(2) 我が国の強みを活かす戦略的な国際標準化を推進

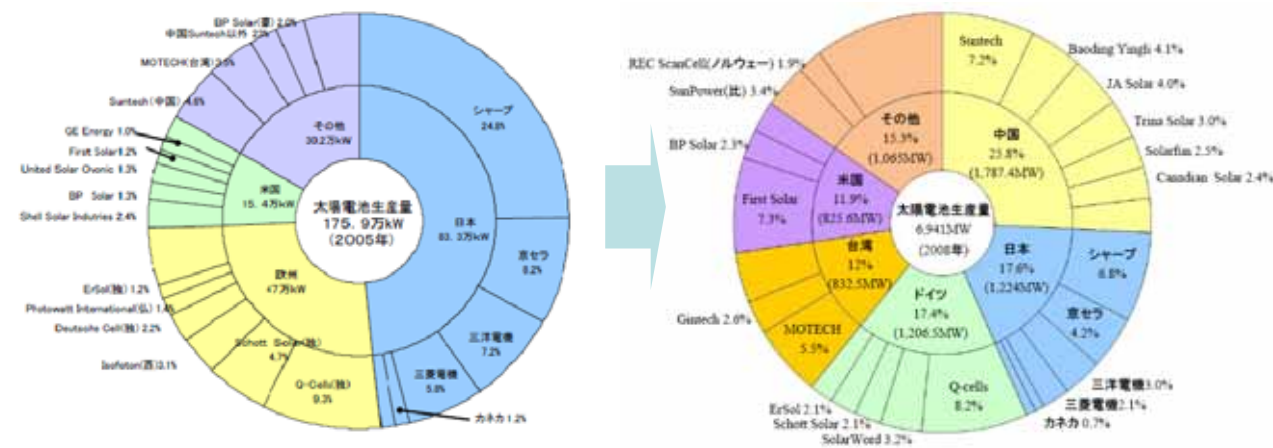
【視点】 日本の強みを活かす戦略分野において、事業シェアトップクラスを実現する国際標準の戦略的な獲得のために、何をすべきか。

【2020年の目標(例)】 日本の強みを活かす戦略分野で国際標準を件獲得

環境分野等における競争の激化

日本が高い技術力を有する環境分野等においても、世界的な競争が激化し、日本の強みを活かすことが難しくなっている。

太陽電池の国別・企業別生産シェア推移



2005年：日本50%弱

2008年：日本18%弱

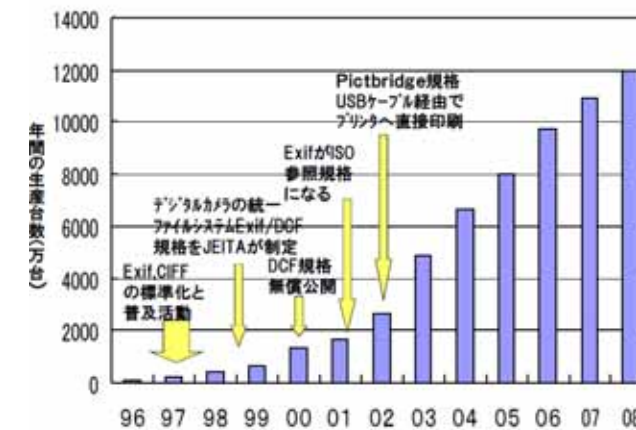
出典：経済産業省、「太陽光発電の現状と今後の政策の方向性」、2009年等

太陽電池では、日本は圧倒的なシェアを誇っていたが、ここ数年その地位が低下している。

市場拡大と競争力確保の両立

競争領域を残し非競争領域のみを標準化することによって、市場の拡大と競争力の確保を両立することができる。

デジタルカメラのファイル・システム標準化と市場拡大の推移



出典：小川絃一「デジタルカメラとカメラモジュールに見る日本企業の標準化ビジネスモデル」2009年

デジタルカメラでは、得意分野であるデジタルカメラの本体部分を競争領域として残して、ファイル・システムを非競争領域として標準化することにより市場を拡大するとともに、標準化当初は日本メーカーは約90%のシェアを確保。



一刻も早く、日本の強みを活かす戦略分野において、競争領域における**知的財産の創出・保護**と非競争領域における**標準化の獲得**を一体として支援する必要がある。

< 取り組むべき課題 >

戦略分野における、研究開発と標準化を一体とした戦略的な推進(例えば、要素技術だけでなく、具体的な製品・システム全体をターゲットとして、以下を一体的に推進。複数の企業・大学等が参画する課題解決型・実証実験型プロジェクトの実施、競争領域と非競争領域の線引きによる標準化戦略の構築)

1. 国際標準化、知的財産権等の活用などを通じて世界市場で売上を増加させる

(3) 「安全・安心」の普及

【視点】 国際標準化を通じて、環境保護や「安全・安心」を前提とした公平な競争環境を整備するために、何をすべきか。

【2020年の目標(例)】

環境や「安全・安心」分野において、公正な評価方法や適切な規格・基準等の国際標準化活動を推進

評価方法や規格・基準等の標準化によるユーザの利益の確保や公平な競争環境等の実現

環境技術等は、性能の良し悪しがユーザにとってわかりにくく、効果が疑わしい製品が出回ると、ユーザの利益や公平な競争環境が損なわれる。技術ではなく、評価方法や規格・基準等の標準化も重要。

国際的に、環境や「安全・安心」に関する評価方法や規格・基準等の策定に向けた動きが、加速することが予想される。

光触媒の性能評価試験方法

問題点

- 公正な評価方法がなかった。
- 優れた商品の差別化が困難
- 効果が疑わしい製品が出回ることによる市場全体の信用失墜リスク

光触媒セルフクリーニング製品事例(ガラス)



出典: 経済産業省「光触媒セルフクリーニング性能評価方法の国際規格が発行」、2009年

ISOを通じた国際標準化

- 光触媒の性能評価試験方法に関する国際標準を、我が国から提案(2009年7月発行)。
- セルフクリーニング機能
 - 空気清浄機能
 - 水質浄化機能
 - 抗菌・防かび機能

- 公正な計測・評価が可能となり、公平な競争環境が整備
- 光触媒を用いた製品の国内外の市場が急速に拡大()

() 世界市場規模: 2009年、1000億円弱。2015年には4倍になるとの予測あり。

ハイブリッド車や電気自動車の安全性

- 国土交通省と自動車メーカー等が提案していた、ハイブリッド自動車等における乗員人員の感電保護に関する国際統一基準案が、国連の専門組織()において採用される見込み

国連の欧州連合委員会の下に属する自動車基準調和世界フォーラム(WP29)

生活支援ロボット実用化プロジェクト(NEDO)

期間: 2009年度～2013年度
ロボットビジネス推進協議会と連携

- 少子高齢化の進展に伴い、ロボット技術の介護・家事等の生活分野への適用に期待
- 生活分野におけるサービスロボットの安全性技術に関する国内外の規格等は未整備
- 具体的な安全性検証手法等の研究開発を実施し、国際標準化を目指す

真に、環境保護や「安全・安心」実現の観点から、公正な評価方法や適切な規格・基準等の国際標準化活動を推進する必要がある。

< 取り組むべき課題 >

公正な評価方法や適切な規格・基準等の国際標準化活動の推進 (例えば、公正な評価方法や適切な規格・基準等を見極めるための研究支援、日本の規格・基準等の翻訳・海外発信支援)

1. 国際標準化、知的財産権等の活用などを通じて世界市場で売上を増加させる

(4) 国際標準化活動を強化

【視点】 日本が国際標準を獲得すべく、国際標準化活動を強化するために、何をすべきか。

【2020年の目標(例)】

高い交渉スキルを有する国際標準化活動の専門家を 人育成

国際標準化を担う人材の育成等

国際標準化活動の現場では、技術が分かるだけでなく技術交渉ができる人材が不可欠。また、国際標準化会議の幹事国や議長・委員長など、標準策定に影響をもつポストにつける人材が必要。

ISO / IECにおける幹事国引受数

2006年2月							2009年1月						
	独	米	英	仏	日	中		独	米	英	仏	日	中
ISO	126	123	100	77	47	9	ISO	132	128	77	75	59	24
IEC	25	25	25	25	13	3	IEC	32	23	20	24	15	5
合計	151	148	125	102	60	12	合計	164	151	97	99	74	29

出典：経済産業省、「今後の基準認証政策のあり方」、2009年

更に、高い交渉スキルを有する国際標準化活動の専門家を育成していかなければならない。

参考) 韓国における専門家に関する評価

機関によって選定された専門家に対して支援を行うにあたり、経験と業績評価を考慮している。

経験	国際会議の議長等、国際標準化活動が2年以上、国際標準化活動が2年未満等
評価	定量的評価：議長団としての活動状況、国際会議へのドラフト等の提出等 定性的評価：政府政策への関連度、標準化活動の優秀性等

出典：主催「情報通信審議会 情報通信政策部会 通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会(第4回)」会議資料、議事録等により事務局作成

国際標準化活動の支援

欧州や韓国等ではデジュール標準以外の活動や人的ネットワーク作りのための活動も支援されているが、日本ではフォーラムの活動や国際会議以外の他国と情報交換の活動に対する支援が十分ではない。

韓国の支援体制

標準化の専門家を選定し、活動費、技術情報活動費を支援。

活動費：

- ・ITUなどの公式標準化の活動
 - ・3GPP/3GPP2などのフォーラム標準化の活動
- ex) 支給された会合例：ITU-T, ISO, IEC, IEEE, IETF, W3C, 3GPP, IETF, ECIF, TV anytime Forum, etc

技術情報活動費(他国との情報交換活動費等)：

- ・議長等に対しては技術情報活動費を支給

出典：TTA発行「TTAジャーナル第80号」、「2004年度 IT国際標準化専門家名簿」、総務省主催「情報通信審議会 情報通信政策部会 通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会(第4回)」会議資料、議事録等により事務局作成

フォーラム標準等のいくつかはデジュール標準へ発展するものであり、支援対象の拡大が必要。

標準化を担う人材の育成や、様々な会合等での交流の機会を増やすことによって、国際的な人的ネットワーク作りを支援する必要がある。

< 取り組むべき課題 >

国際標準化活動の更なる活発化とその活動主体である人材の育成(例えば、デジュール標準獲得の一環として、フォーラム標準等も含めた国際標準化活動の総合的支援、現場での交渉スキルも有する人材や若手人材等の育成のための研修の実施、標準化活動に係る産業界の意識改革とその支援、国際会議の日本・アジア諸国への積極的誘致)

1. 国際標準化、知的財産権等の活用などを通じて世界市場で売上を増加させる

(4) 低コストかつ効率的にグローバルな権利保護を可能とする世界特許システムを構築

【視点】 世界特許システムの構築は、未だ道半ば。今後どのような取組を進めていくべきか。

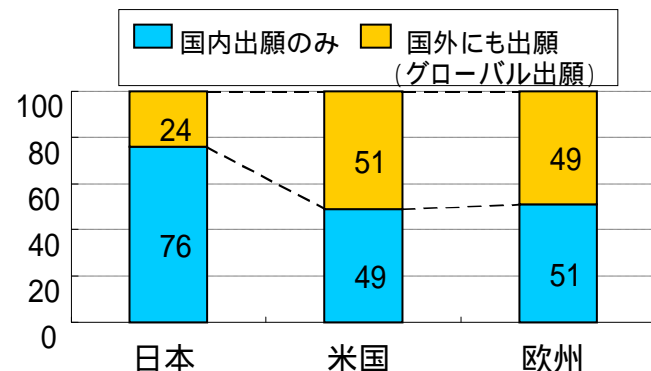
【2020年の目標(例)】

- ・特許の海外出願比率を25% 以上に向上
- ・特許審査結果の実質的な相互承認に近づく
- ・海外特許出願に対するPPH利用可能率を % %、利用件数 件 件に向上
- ・日米欧韓中の五庁間における共通の特許審査基盤を整備(例: 共通出願様式の採用、五庁各庁で同等のサーチ環境を実現)

我が国の海外知財活動の現状

日本企業は国内特許出願重視の傾向。海外での知的財産活動に遅れ。

国内のみに出願されている特許出願割合



日本は2007年、米欧は2006年の出願に基づくデータ
欧州は欧州域外への出願の割合

出典: 特許行政年次報告書2009年度版

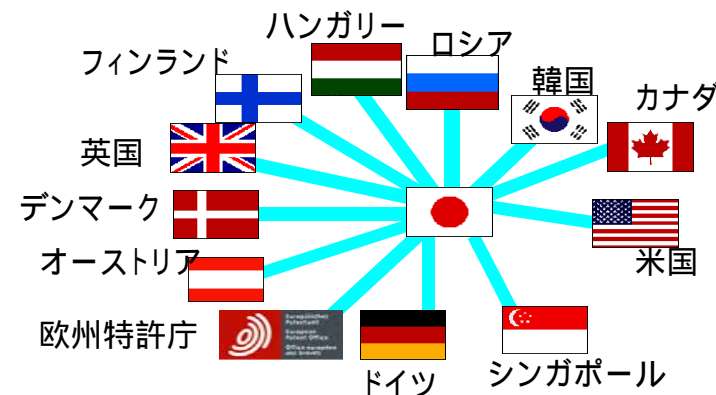
グローバルな知的財産活動を促進するための環境整備が必要

外国出願は、翻訳費用、各国特許庁との審査過程でのやり取りなど、高コスト。

世界特許システムの構築に向けた取組

特許審査ハイウェイ(PPH) Patent Prosecution Highway

- ・第一国で特許付与した出願について、その審査結果を利用して第二国で早期に審査を行う仕組み。(出願は、第二国特許庁との審査過程でのやり取り回数を減少できる)
- ・本年1月から欧州特許庁とのPPHの試行を開始。現在、12の国・機関と実施中。



- ・PPH利用件数には拡大の余地あり
日本から米国へのPPH申請件数は累計で1375件(2006年7月～2009年7月)。
他方、日本からの米国への出願で米国で特許付与される件数は約3.3万件/年

日米欧韓中の五大特許庁: 「IP5」

- ・世界中の特許出願約185万件のうち、五大特許庁への出願は約141万件と8割近くを占める(2007年ベース)。
- ・ワークシェアリング環境を整備するため、特許分類調和、ITシステム、審査運用等の協調を目指し、以下の取組等を推進中。
 - 共通出願様式の採用やデータ形式の国際標準(XML)による共通化
 - 各庁が保有するサーチデータベース・サーチシステムへのシームレスなアクセスの実現。
 - 各庁の特許審査結果の共有化や簡易な取得を可能とするシステムの構築

特許制度の国際的な調和

- ・各国により異なる出願手続の統一及び簡素化を規定した条約である特許法条約(2005年発効)については、我が国は未加盟。
- ・新規性、進歩性など特許制度の実体面の調和を目指した実体特許法条約の議論は、世界知的所有権機関(WIPO)での議論は停滞し、現在は先進国間で議論。

途上国の知的財産環境整備

アジア太平洋地域からの研修生受入れ(2008年度約250名)など知財人材育成協力を実施。また、アフリカ・後発途上国向けの知財人材育成ファンドの活動開始(2009年)。

< 取り組むべき課題 >

- 特許審査の国際的ワークシェアリング(例えば、特許審査ハイウェイの質・量の拡大、IP5における審査協力のためのプラットフォームの強化)
- 制度調和に向けた取組(例えば、特許法条約への加盟、実体特許法条約に関する先進国間での議論の加速)
- 途上国の知的財産環境整備(例えば、途上国の知財人材育成の強化、日本での研修経験者とのネットワーク構築)

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する

(1) 日本における産学連携力を世界トップクラスへ (1/2)

【視点】 日本における産学連携力を世界トップクラスにするために、何が必要か。

【2020年の目標(例)】

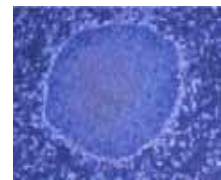
- ・産学連携力を世界トップクラスへ
- ・企業から大学への共同研究費を 億円規模へ
- ・大学研究費に占める外国企業資金の割合を %に増加

日本の国際競争力

我が国の研究成果が国際競争力に結び付いていない。
2009年の日本の「科学的インフラ」は、世界第2位(米国1位)。しかし、総合順位と産学連携力は世界第17位。(IMD World Competitiveness Yearbook)

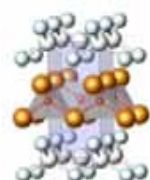
日本の大学発の優れた発明

iPS細胞



京大・山中教授
2009年
米ラスカー賞受賞

革新的な高温超伝導物質



東工大・細野教授他
2008年論文引用数
世界1位

日本の国際競争力の順位

	総合順位	産学間の知識移転がどの程度行われているか
2009年	17	17
2008年	22	20

出典: IMD World Competitiveness Yearbook

大学における外国由来の研究費

大学と外国企業との連携は皆無に等しく、世界の知を取り入れる体制になっていない。

各国及び大学における外国由来研究費の占める割合 (%)

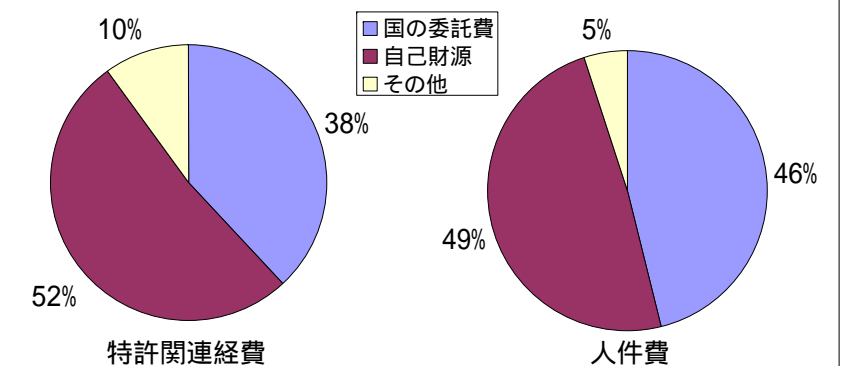
	日本	独国	仏国	英国	韓国	露国
全体	0.35	3.8	7.0	17	0.30	7.2
大学	0.04	4.2	2.8	8.3	0.25	2.7

出典: National Science and Engineering Indicators, NSF, 2010

大学知財本部等の財源

産学官連携組織体制強化の対象大学等は67、国の承認を得た大学TLOは47に達する一方で、大学等の産学連携組織が自立するには金銭的・人的リソースが不足している。3年後には国の補助金が終了するため、このままでは経営が立ち行かなくなる。

大学知財本部等の特許関連経費及び人件費の財源



出典: 文部科学省「大学知的財産本部整備事業」事業評価結果報告書、2008年

日米欧における産学技術移転

まず、大学の独自の発明を特許化し、次に企業にライセンスするという単純な技術移転の仕組みが限界に来ている。

企業と大学が早い段階から研究・開発で共創する必要があるが、米国や欧州と比較すると日本の大学が企業と共同して行う研究は不十分な水準である。

日米欧の大学における知的財産活動の現状

	日本	米国	欧州
特許出願	7601	10468	2310
特許登録	886	3258	-
許諾件数	6651	25109	-
実施料(億円)	33	1872	122
共同研究費等(億円)	約450	約3420	約2880

出典: 日本は文部科学省、経済産業省、特許庁の資料を基に事務局で作成、2008年度、米国はAUTM、2007年、欧州はPROTON、2005年。

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する

(1) 日本における産学連携力を世界トップクラスへ (2 / 2)

産学官連携拠点

国の資金で購入した設備を企業との共同研究で使用できない、企業に魅力ある知的財産ポリシーとなっていない等の理由により、海外と比較して、我が国の研究拠点等において産業界のコミットメントが得られていない。

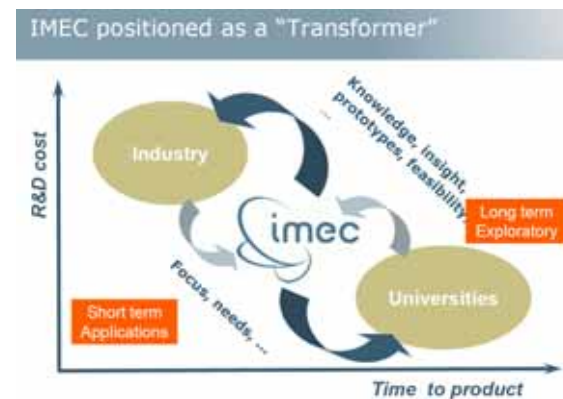
出典：各機関等の年次報告書等

研究拠点等が企業等から得た外部資金の割合

研究拠点名等	外部資金割合
IMEC(ベルギー)	81%
MINATEC(フランス)	60%以上
Framework Program 7(欧州)	50%
Fraunhofer(ドイツ)	32%
(独)情報通信研究機構	27%
(独)産業技術総合研究所	20%
水素エネルギー教育研究拠点(九州)	3%

IMEC(ベルギー)の位置づけ

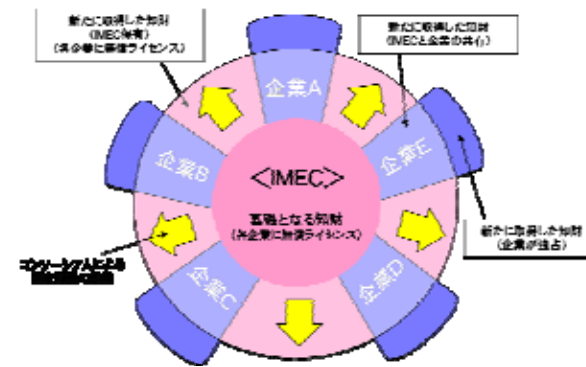
将来を見据えた大学の知を、経済社会の課題解決へつなぐ機能をIMECが担う。



出典：IMEC

IMECにおける知財の取扱い

共同研究成果をIMECも獲得することにより、知の集積が拡大し、魅力を高めていく仕組み。

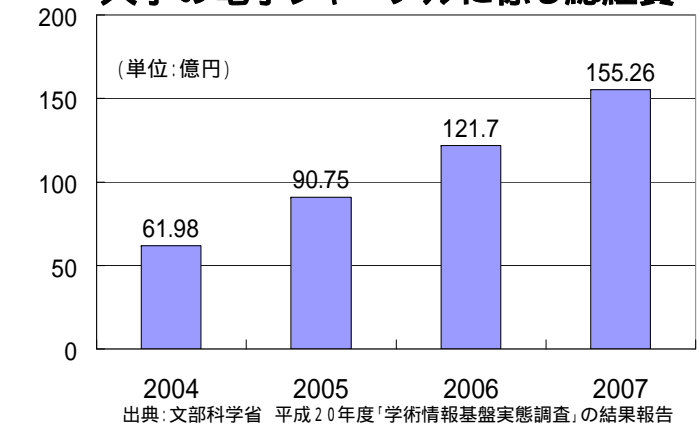


出典：IMECのHP等を基に文部科学省作成

研究成果へのアクセスの格差

本来無償で広く共有されるべき公的資金による研究成果について、電子ジャーナルの経費急増により、大学の研究者の中でもアクセスの格差が広がっている。

大学の電子ジャーナルに係る総経費



日米欧における特許制度の比較

利益の追求を目的としないという特殊性を持つ大学等が、その知を産業界に移転しようとする際に用いる特許制度が日米欧で異なっている。

日米欧における特許制度の比較

	新規性喪失の例外の適用の違い ^(注1)		仮出願制度有無 ^(注2)
	(1)対象	(2)期間	
日本	刊行物、特許庁長官が指定する学会・博覧会等	6月	(注3)
米国	制限なし	12月	
欧州	限定された国際博覧会	6月	(注4)

出典：特許庁「研究成果を特許出願するために」等を基に事務局で作成

注1：特許出願前に発明を自ら公開等したとしても、一定の条件下で特許を取得できる制度。

注2：明細書の形式が任意、クレームが不要であるなど、簡易かつ安価な手続きにより早期に出願日を確保することができる制度(米国)。

注3：国内優先権制度、審査請求制度等を活用することにより、仮出願と同様の機能が一部実現される。

注4：出願時に請求の範囲の提出が不要など、仮出願と同様の機能が一部実現されている。

<取り組むべき課題>

民間活力を取り入れた国際的な産学官連携拠点の創出(例えば、産学官連携拠点において複数の大学等の企業との共創を促進する知的財産ポリシー・管理体制の構築(知財専門人材の早期派遣・若手育成)、国の資金で購入した設備を企業との共同研究で使用する際の条件の緩和)

大学等の産学連携力の向上(例えば、大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化)促進事業の実施、大学教員が産学連携活動に取り組む場合に、当該教員の他の業務負担を軽減するなどのインセンティブの導入、国の資金により大学等が獲得した知財を基にした共同研究等であっても外国企業等との連携を促進すべきケースの明確化)

産学連携を促進する環境の整備(例えば、国との委託研究契約において研究成果へのオープンアクセスを義務付け、大学の特殊性(利益の追求を目的としない)を踏まえた制度の見直し(仮出願制度の導入、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの拡充、産学連携促進税制の拡大)

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する (2) 中小・ベンチャー企業や地域における知的財産の活用促進 (1/2)

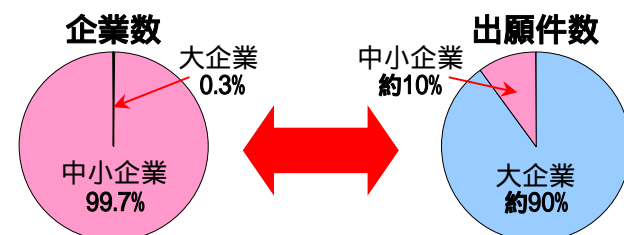
【視点】 知的財産を効果的に活用した中小・ベンチャー企業経営を促進するために、如何なる支援をすべきか。

【2020年の目標(例)】

- ・中小・ベンチャー企業による輸出額を10兆円 兆円に増加
- ・ニッチ市場で勝つことのできる世界的なオンリーワン企業を 件輩出
- ・中小・ベンチャー企業の特許出願件数を1.2万社 万社に増加
- ・中小企業の海外出願比率を % %に向上

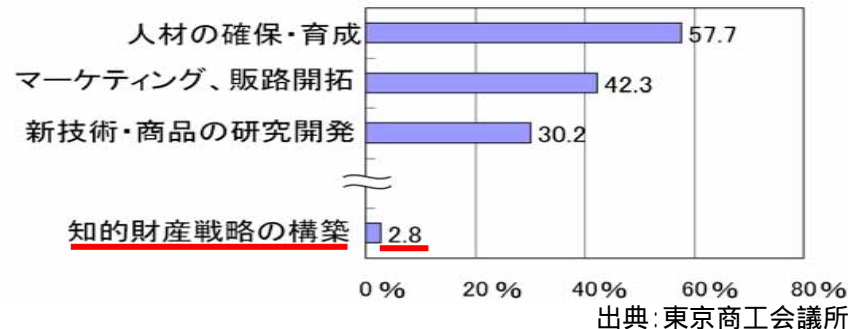
中小企業の知的財産に対する取組状況

- ・中小企業の知的財産に対する取組は低調。
- ・大企業との格差が大きく、中小企業経営に知的財産が浸透していない。

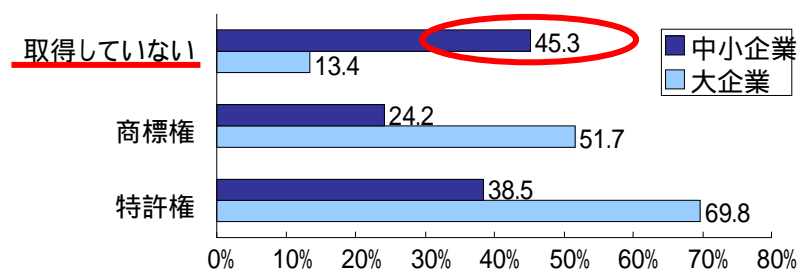


出典: 2009年版 中小企業白書、特許行政年次報告書

今後重視する経営課題(複数回答)



ヒット商品における知的財産権の取得状況



「ヒット商品」: 収益に大きく貢献した新技術・新商品等
出典: 2009年版 中小企業白書

特許出願と営業秘密

やみくもに特許出願するのではなく、技術内容によってはノウハウとして秘匿する戦略も有効。

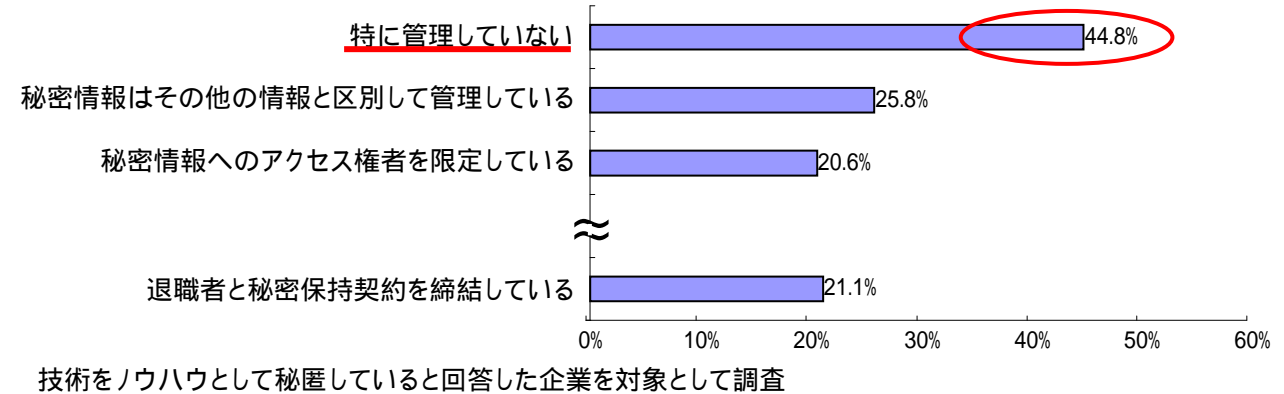
~失敗事例~

過去には、製造方法等でノウハウとしておくべきだったかもしれない特許出願が相当の数ある。例えば、国内の競合会社との間で、ある化学系の事業に関するノウハウを競うように特許出願してしまった…当該ノウハウに係る技術は、侵害発見が困難である一方で、公開特許公報を見れば簡単に技術的に追いつけるものであった。この一連の技術をノウハウとして秘匿していれば、その競合会社も含めて世界でより優位な事業展開をできた可能性があると考えている。…

(出典: 2007年4月経済産業省特許庁「知財戦略事例集」p.91 事例138)

ノウハウが営業秘密として法的に保護されるには、情報の秘密管理が必要。
しかし、中小企業においては、技術をノウハウとして秘匿しているという企業であっても、秘密情報の管理は十分にできていない。

ノウハウ情報の管理状況



出典: 平成20年度広域関東圏における中小企業の知財戦略実態調査報告書

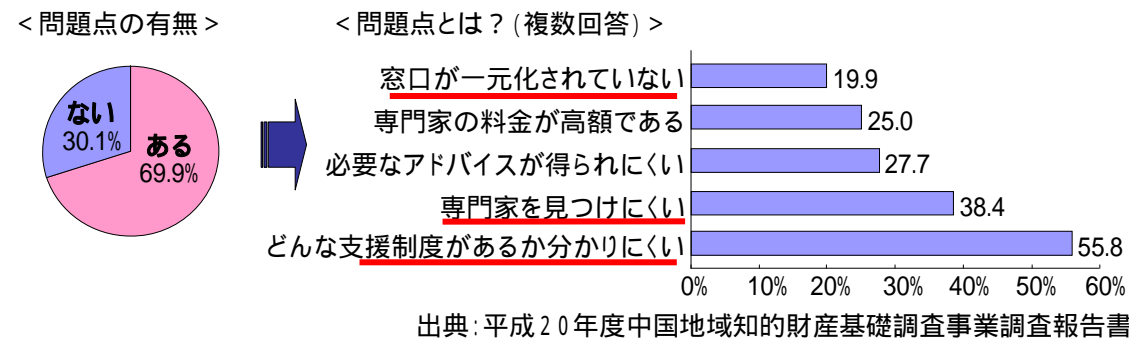
2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する (2) 中小・ベンチャー企業や地域における知的財産の活用促進 (2 / 2)

中小・ベンチャー企業に対する知的財産支援の体制

中小企業支援体制の現状

- 国、地方自治体、その他の機関が各種支援策を実施しているが利用率は低い。
- 窓口がばらばらであり、どこに相談すればよいのかわからないとの指摘がある。

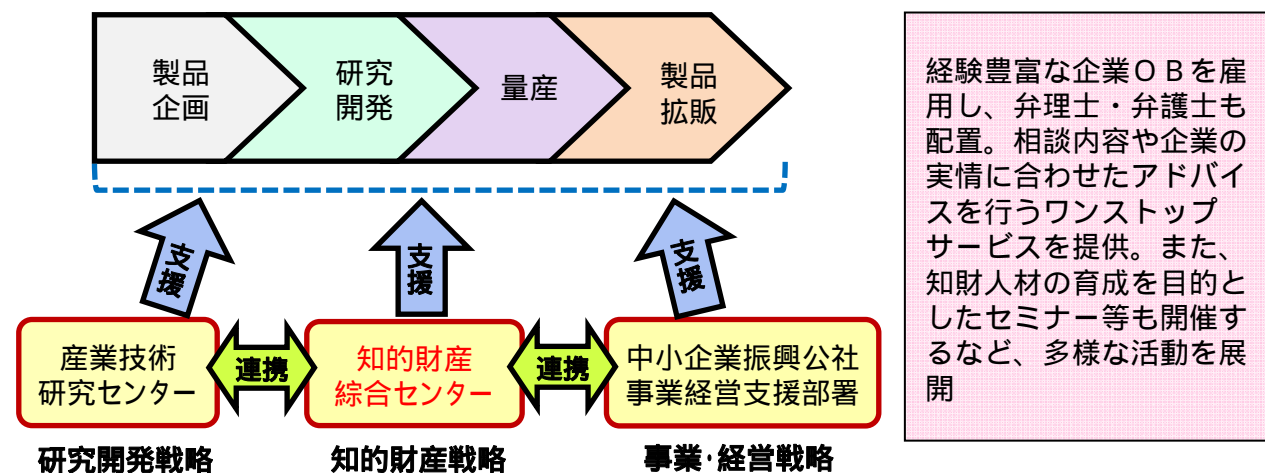
公的機関や外部専門人材を利用するにあたっての問題点



地方自治体による支援

- ほとんどの都道府県で知財推進計画等を策定しているものの、総じて知的財産に対する取組は低調。
- 一部の積極的な地方自治体は、独自に企業OB等を採用し、支援体制を整備。

積極的な取組を行う地方自治体 (東京都)



知的財産権の取得・維持に関する中小・ベンチャー企業への支援施策

多くの中小企業にとって、国内外における知的財産権の取得・維持に要する手数料や代理人の費用は、大きな負担となっている。

特許料等の減免制度

現行の特許料等の減免制度に対しては、減免対象となる要件(資格)の緩和、減免申請に要する手続の簡素化、減免される料金範囲の拡大への要望が強い。

日米の中小企業の特許料等の減免制度の比較

	米国	日本
対象(資格)	・小規模団体 (スモールエンティティ；従業員500人未満)	資力に乏しい法人(資本金3億円以下かつ法人税非課税) 研究開発型中小企業(従業員300名以下又は資本金3億円以下、かつ試験研究費が収入の3%以上)
手続	小規模団体であること的主張書(署名が必要)の提出(1)	資格を満たす旨の各種証明書類の提出(納税証明書、財務諸表)
減免内容(2)	出願料、特許登録料、特許維持料が半額	・審査請求料： とも半額 ・1～3年分の特許維持料 ： は3年間の支払い猶予 は半額

- 1: 不正に申請した場合、米国特許商標庁への詐欺行為とみなされ、権利行使できなくなる
2: 米国には審査請求料はなく、日本には特許登録料がない。また、日本の場合、出願料は減免されない。

中小企業への海外出願支援

- 海外への事業展開を行う上では、国内のみならず海外での権利取得が重要である。
- 外国出願は翻訳費用、国内外代理人費用がかかり、中小企業の費用負担が大。
- これまで国が実施してきた外国出願費用の助成制度は、特許出願費用のみが対象。

<取り組むべき課題>

- 中小・ベンチャー企業経営への知的財産意識の浸透(例えば、中小・ベンチャー企業に対する普及啓発の強化、営業秘密管理指針の改訂とその普及啓発)
- 中小・ベンチャー企業への支援体制の整備(例えば、ワンストップ相談窓口「知的財産版「法テラス」」の実現)
- 知的財産権の取得・維持に関する支援施策を更に充実させる。(例えば、特許料等の減免制度の拡充、外国出願費用の助成制度の拡充)

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する

(3) イノベーションインフラの整備

【視点】 イノベーションのインフラとしての知的財産制度は如何にあるべきか。

【2020年の目標(例)】

- ・ライセンス契約を1. 倍に活発化
- ・特許庁と裁判所との判断の齟齬を %以下に維持
- ・特許審査順番待ち期間を世界トップクラスに短縮

オープンイノベーションへの対応の必要性

- 技術の高度化・複雑化
- 技術革新のスピード加速

オープンイノベーションの進展

ライセンス契約などによる知的財産取引の必要性の高まり

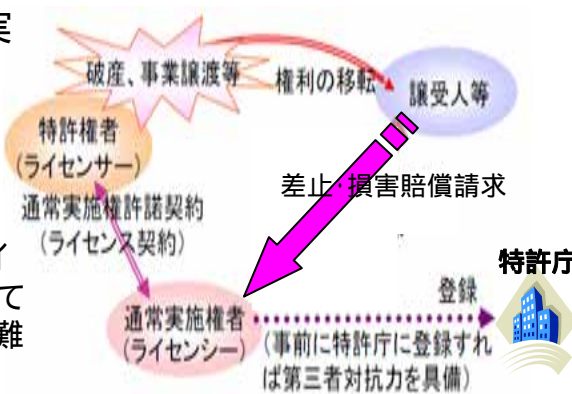
知的財産の取引を促進するインフラが必要

ライセンシーの対抗制度

現在は、ライセンシー(通常実施権者)が特許権の譲受人等の第三者に対抗するには、特許庁への登録が必要。

(問題点)

- ✓ 1つの製品に数百、数千ものライセンスが必要とされる場合、すべてのライセンスを登録することは困難
- ✓ 諸外国(米、独: 当然対抗制度、英、仏: 悪意者等対抗制度)と異なる制度であり、調和がとれていない



特許を受ける権利への質権設定

現行制度は、『特許権』に対する質権設定は認めているが、出願されたが特許付与される前の発明に係る『特許を受ける権利』に対しては、質権設定を禁止している。

権利の安定性の確保

特許庁の判断の透明性・予見性の向上に向けた取組

- 2008年に、法曹、弁理士、産業界等の代表からなる「審査基準専門委員会」(産業構造審議会)を設置し、恒常的に審査基準の見直しを実施。議論を公表し、英語でのパブリックコメントも実施。
- 2006年以降、弁護士、弁理士を含めた特許実務関係者からなる「特許性検討会」を開催。進歩性・新規性などに関する審決・判決の妥当性について個別事例を題材に検討を行い、検討結果を報告書として公表。

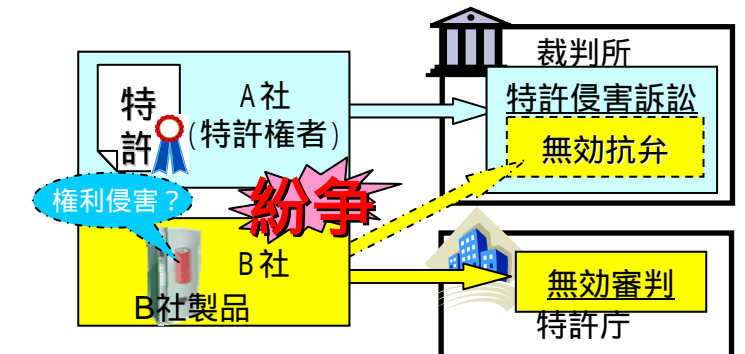
特許の有効性判断のダブルトラック化

2000年のキルビー判決により、特許の無効理由の存在が「明らか」という限度で、侵害訴訟においても特許の有効性について争えるようになった。

2004年改正特許法(2005年施行)から「明らか」要件がなくなった。

(ダブルトラックに関する意見)

- ✓ ダブルトラックであっても紛争が一回で解決するのであれば負担はそれほどでもないが、侵害訴訟の確定判決が審決の確定によって覆されると、紛争が早期かつ一回的に解決せず、当事者にとって負担である。
- ✓ 事例として多くはないが、特許庁と裁判所の判断が齟齬すれば、特許権・特許制度の信頼性を損ねる。
- ✓ 無効審判は技術的専門性があり、紛争処理の手段として有効活用されている。



権利付与の迅速化

- 2013年に特許審査順番待ち期間を11ヶ月に短縮するという目標を掲げ、審査官の大幅増員(任期付き審査官を2004年度から5年間で約500人採用)などの総合的取組を実施。
- 2008年に審査順番待ち期間を29か月台にとどめるとの中期目標を達成(28.5か月)するとともに、2008年度には、2004年度以降はじめて、審査順番待ち件数が減少傾向へ転換。

日米欧三極の特許審査順番待ち期間(2007年)

	審査順番待ち期間
欧州	22.8月
米国	24.9月
日本	26.7月

出典: 特許行政年次報告書2009年度版

< 取り組むべき課題 >

オープンイノベーションに対応した知的財産制度の構築(例えば、通常実施権の登録対抗制度の見直し、特許を受ける権利への質権設定の解禁)
 権利の安定性の向上(例えば、審査基準をコミュニケーション・チャンネルとして活用した権利の安定性確保、特許庁と裁判所との関係についての検討)
 権利付与の迅速化(例えば、必要な審査官の確保、無駄のない戦略的な出願・審査請求に役立つ情報提供などによる特許審査迅速化)